氏　名（本籍）	宇佐見　耕　一（東 京 都）
学 位 の 種 類	博　　士（学　　術）
学 位 記 番 号	博　乙　第　2581　号
学位授与年月日	平成 24 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審 査 研 究 科	人文社会科学研究科
学 位 論 文 題 目	**アルゼンチンにおける福祉国家の形成と変容** －早熟な福祉国家とネオ・リベラル改革

主　　査	筑波大学教授		遅野井　茂　雄
副　　査	筑波大学教授	博士（法学）	辻　中　　豊
副　　査	筑波大学准教授	博士（法学）	近　藤　康　史
副　　査	筑波大学准教授	Ph.D.	箕　輪　真　理

論 文 の 内 容 の 要 旨

アルゼンチンにおいて労働者保護のための労働法と社会保障制度の整備を行ったペロン政権（1946 ～ 1955 年）と、それを大きく改革したメネム・ペロン党政権（1989 ～ 1998 年）の二つのペロン党政権下における労働法・社会保障制度の形成と変容に焦点を当て、アルゼンチンにおける福祉国家の性格、およびその形成と変容に関する諸要因を明らかにすることを目的としている。

全 10 章から構成される。

序章では、アルゼンチンの福祉国家の性格とその形成要因を説明するため、福祉国家論の議論を踏まえ、福祉国家の性格に関して福祉国家レジーム論を、その形成要因としてコーポラティズム論、生産レジーム論およびクライアンティリズム論を用いることが適合的であると分析手法を提示する。

第 1 章「ペロン政権と国家コーポラティズム」では、1946 年に大統領に就任したペロンが、労働法制と社会保障を整備・拡充するとともに、国家主導の輸入代替工業化を推進し、公的部門の拡大とあわせて雇用を拡大させ、政権を支持する組織労働者の拡大につなげた過程を明らかにした。ペロンの社会保障政策が、一定の自律性を付与しつつも労働組合や企業家団体を上から統制しようとする国家コーポラティズムの構築を目指すものであったとする。

第 2 章「ペロン政権期における福祉国家の形成」では、ペロン政権期の労働・社会保障制度が、職域別の正規就労者に対する年金や医療保険といった社会保険であった点を示し、男性をブレッド・ウィナーとし、女性がケアの直接提供者となる性別役割分担に基づいた家族主義の性格が強く見られるとして、その性格を、エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論の中の保守主義レジームと類似しつつも、保険受給者が限定されていることから、限定的保守主義レジームであったと指摘する。他方それと並立して職域別制度に加えて、統一的な年金制度や普遍的な公立病院制度が制定されたが、それは国家コーポラティズムの周縁にいた人々をペロン政権に統合する同政権期の福祉国家の一翼を形成したとする。

第 3 章「エバ・ペロン財団の活動とペロニズム」では、ペロン政権成立後に設立されたエバ・ペロン財団の活動を精査し、妻のエバが行うエバ・ペロン財団の社会福祉活動が、国家コーポラティズムの枠組みには

含まれず社会保険ではカバーされない貧困者、子ども、女性、高齢者等への扶助をとおして、クライアンティリズムの形成が認められると断じている。

第4章「失われた10年：輸入代替工業化レジームの行き詰まりと社会コーポラティズムの試み」では、1955年のペロン政権崩壊以降、軍政と民政の間を激しく揺れ、1970年代になると輸入代替工業化が行き詰まる中での社会保障制度を扱っている。職域別の医療保険制度は、軍政期および民政期を経て制度的に整備が進み、正規雇用労働者全員を対象とする制度となったことを明らかにするとともに、深刻な経済危機下にあって、1983年に成立した急進党アルフォンシン政権により行われたマクロ経済運営に関する政・労・使協議による社会コーポラティズムの試み（その失敗）について分析を行い、この時期を次のメネム政権の下で形成される新たな福祉国家への移行期と位置づけている。

第5章「メネム・ペロン党政権と競争的コーポラティズム」では、未曾有の経済危機の中で1989年に成立したメネム・ペロン党政権のもとで、ネオ・リベラル経済政策の採用、輸入代替工業化から市場経済への生産レジームの移行に焦点を当てる。この中で労働者が享受してきた国家による雇用と賃金に対する保障を失いつつあったが、労働改革は政・労・使の協議によるコーポラティズム形式で行われている点に注目し、合意は、グローバル化への対応の中で競争力と生産性向上のために雇用関係の柔軟化を促すと同時に、それにより生じた雇用の不安定化など弊害を保障する政策を施すというものであり、ローズのいう市場競争が強まった環境下での競争的コーポラティズムの合意に近い内容であったりする。

第6章「メネム政権下での労働市場の規制緩和と雇用情勢の推移」では、同政権下において、1991年の雇用法と1995年の労働自由化法により進行した労働市場の規制緩和を分析している。その特色は、労働市場の柔軟化の進行を促し、失業保険導入や雇用促進プログラムの導入等と組み合わされている点で競争的コーポラティズムの合意に沿ったものであるが、規制緩和が労働市場の状況改善に貢献したかどうかは疑問であるとし、ペロン政権以来の正規雇用労働者に提供されてきた雇用保障の弱体化した結果、アルゼンチンの福祉国家レジームに大きな変容を迫るものであったと結論づけている。

第7章「メネム政権期における福祉国家の変容」では、1990年代にメネム政権が導入したネオ・リベラル経済改革により、市場経済レジームに適合する社会保障制度の改革を扱っている。年金制度において従来の賦課方式に加えて民間積立方式の選択制の導入、医療保険における自由選択制の導入や失業保険の新設が行われ、その結果1990年代の福祉レジームは、医療保険に代表される職域連動の社会保険が中心にとどまっているものの、社会保障制度にも市場原理の導入が進んだ結果、保守主義レジームと自由主義レジームの混合した性格をもつことになったと結論づけている。

第8章「経済危機、貧困問題と社会扶助政策」では、2001年に発生した経済危機の影響について分析している。兌換制（カレンシーボード制）の廃棄、対外債務のデフォルトによって生じた経済の破綻は、失業と貧困率を歴史的水準にまで上昇させると同時に、政府に対し社会扶助や経済・財政政策の変更を求める社会運動を活発化させた。失業世帯主プログラムは最大規模の社会扶助政策となり、従来のコーポラティズム的利益代表制には反映されない失業者や貧困者の要求を社会政策上に実現させる効果をもった。しかし、失業世帯主プログラムはワークフェア的性格を強く帯びたプログラムであり、また貧困失業者の社会扶助を求めるピケテロと呼ばれた社会運動には市民社会の新たな可能性を見いだせるものの、社会扶助を媒体とした政府との間に新たなクライアンティリズムの形成をもたらす二重の性格を有するものであったと断ずる。

終章「アルゼンチン福祉国家の位置づけ」では全体の議論を総括する。アルゼンチン福祉国家の形成要因が、ペロン政権期に成立した国家コーポラティズムと輸入代替工業化レジームであり、保守主義レジームに近いものであったが、1989年以降のネオ・リベラル改革の結果、競争的コーポラティズムのもとで労働・社会保障改革が行われ、保守主義レジームを自由主義レジームが部分的に補完する性格へと変容した。さらに2001年の経済危機は、市場経済レジーム下で起きた最初の危機であり、失業率や貧困率が歴史的高水準

に達し、社会扶助と市民社会組織による福祉の供給の重要性が高まるに至ったとの結論を導いている。

審査の結果の要旨

本論文は、第二次大戦後の国家主導の工業化を通じて福祉国家を実現したアルゼンチンに焦点を当て、後発国の福祉国家の特徴を解析するとともに、1990年代以降の市場化への転換の中での変容と2011年の経済破綻を経ての福祉体制の変化と特徴について、理論的な枠組みを提示しながら実証的に分析した優れた業績である。

アルゼンチンの労働政策・社会保障制度に関してはこれまで、ペロン政権期やメネム政権期などに特定した研究は存在したが、第二次大戦後から現在に至る長期のスパンで、その形成と変容について体系的に論じた研究は皆無である。本研究はまた、コーポラティズム論、クライアンティリズム論、生産レジーム論を援用することにより、各時代フェーズにおいて形成され、変容した福祉国家レジームの特徴を明らかにすることに成功している。アルゼンチン経済の第一人者である筆者の長年のフィールド調査に基づき大臣を含む政策関係者への聞き取り調査や統計分析に支えられた論旨の展開も説得力をもつものであり、高く評価できる。

本論文は、生産レジームが大きく転換する中でも政・労・使の協議によるコーポラティズム形式による意思決定が継続されてきた点を明らかにしており、アルゼンチンでの福祉国家レジームの変化におけるサンディカリズムの強固さとその政治的役割の大きさを浮き彫りにしている。また市場経済レジームに適合した社会福祉制度のもとで発生した2001年以降の経済危機が、雇用やセイフティーネットという点で、いかにその影響を市民社会にもたらすかについて、新たな知見を提供している。

近年東アジアを中心に新興国における福祉国家論が活発化し、新興国の福祉レジームの後発性が議論の焦点となっているが、本論文はラテンアメリカの福祉国家の形成と変容の経験に基づき、操作性の高い分析手法とともに地域を越えた新興国における福祉国家の比較研究にも有意な視座を提供している。福祉国家論、社会政策論、比較政治学、ラテンアメリカ地域研究における貢献度の高い研究といえる。

ポピュリズム論の位置付け、また競争的コーポラティズムを社会コーポラティズムと並列する形で提示した点など議論の分かれる点もあったが、完成度が高い研究としての評価を損なうものではない。

平成24年1月25日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条（2）に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。